

成人ウエルネス参加規約細則（ながみねファミリーセンター）

（目的）

第1条 この細則は、熊本YMCA成人ウエルネス参加規約第21条に基づき、ながみねファミリーセンターにおける参加規約の細部を定めたものである。

（コース種別・参加費・利用時間等）

第2条 ながみねファミリーセンターにおけるコース種別、参加費及び利用時間等は次のとおりとする。

※参加費は税込価格(10%適用)

コース種別	明細	YMCA会員		一般参加者		利用時間
		月額	年一括	月額	年一括	
ウエルネス	参加費	6,800円	78,200円	7,500円	86,250円	10:00～14:45（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	19:30～21:15（月～金）
	計	7,150円	84,200円	7,500円	86,250円	
デイトム	参加費	5,550円	63,820円	6,190円	71,180円	10:00～14:45（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	
	計	5,900円	68,020円	6,190円	71,180円	
学生	参加費	4,650円	53,470円	5,250円	60,370円	10:00～14:45（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	19:30～21:15（月～金）
	計	5,000円	57,670円	5,250円	60,370円	
ナイト	参加費	3,800円	43,700円	4,350円	50,020円	19:30～21:15（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	
	計	4,150円	47,900円	4,350円	50,020円	
親子会員	参加費	3,300円	37,950円	3,830円	44,040円	10:00～14:45（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	—	—	19:30～21:15（月～金）
	計	3,650円	42,150円	3,830円	44,040円	

注1) 年度一括は、4月から翌年3月までの参加費一括納入額をいう。

注2) 会員は、上記の会員参加費のほかに普通会費（月額350円、年額4,200円）若しくは維持会費（A～Fのいずれか）を納入しなければならない。

注3) システム利用料440円（月額）別途必要です。

2 参加申込時、前1項の他、入会登録料（1,650円）を納入しなければならない。ただし、退会後6ヶ月以内に再入会する場合、これを免除とする。

3 前2項は、社会情勢・経済情勢の著しい変化、その他の事由により変更することがある。

（参加費等の納入方法）

第3条 参加費等の納入方法は次のとおりとする。

- (1) プログラム申込時には、システム（Y-Link）にて支払い手続きをしなければならない。
- (2) 月々の参加費の納付はY-Linkにて支払い方法の登録を行い決済するものとする。
- (3) 参加費等は年度開始時のみ一括で納入することができる。

- (4) 一旦納入された参加費等は原則として還付しないものとする。ただし、前納制のため定められた手続に従って退会等の手続がなされた場合には、これを還付するものとする。
- (5) 自己の都合によりプログラムに参加しない期間が生じた場合においても、月々の参加費等は納入しなければならない。

(参加費等の滞納)

第4条 前条の規定が遵守されない場合は、退会若しくは除名の措置を講ずるものとする。

- (1) 参加費等の滞納通知を發したのちも3ヶ月以上納入がなされない場合
- (2) 届出事項の変更等により、参加者本人に退会等の意思確認ができない場合

(届出事項等の変更)

第5条 Y-Linkの登録内容に変更が生じた場合、参加者は速やかに登録の修正しなければならない。
2 コース種別の変更は、Y-Linkにて前月来月までに手続きをしなければならない。

(休会・退会手続)

第6条 参加者が休会(最長3ヶ月)を希望する場合には休会希望月の前月20日までにY-Linkにて手続きをしなければならない。また参加者が退会を希望する場合も、退会希望月の20日までにY-Linkにて手続きをしなければならない。メンバーズカードは各自保管を行う。再入会の際に使用しメンバーズ紛失の場合は550円支払いが必要となる。

(改廃)

第7条 熊本ながみねファミリーセンターは、必要に応じてこの細則の改廃を行うことができる。

附 則

- 1 この細則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、2014年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、2018年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、2019年8月1日から施行する。
- 5 この細則は、2019年10月1日から施行する。
- 6 この細則は、2020年7月1日から施行する。
- 7 この細則は、2023年4月1日から施行する。